

## 議案第3号

### 平成19年度鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

平成19年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成19年6月6日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	平成20年度から 平成24年度まで	385,248 <sup>千円</sup>
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	平成21年度から 平成27年度まで	88,992